

介護老人保健施設 葵の園・柳生
介護老人保健施設サービス重要事項説明書

<事業者>介護老人保健施設 葵の園・柳生

仙台市太白区柳生字台 57 番地の 1

介護老人保健施設 葵の園・柳生
介護保険施設サービスのご案内
(令和7年10月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 運 営 法 人 医療法人社団葵会
- ・ 法 人 所 在 地 千葉県柏市小青田1-3-12
- ・ 代 表 者 理事長 新谷 幸義
- ・ 施 設 名 介護老人保健施設葵の園・柳生
- ・ 所 在 地 宮城県仙台市太白区柳生字台57番地の1
- ・ 施 設 長 名 佐々木 繁美
- ・ 介護保険事業所番号 仙台市指定0455480087
- ・ 許 可 年 月 日 平成25年3月1日
- ・ 電 話 番 号 022-381-8668
- ・ ファックス番号 022-306-6355

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設葵の園・柳生の運営方針〕

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

○当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努めます。

○当施設では、明るく家庭的雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

○当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

○サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

○利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

○当施設では、利用者、利用者家族に対して信頼関係を築き、より良い環境作りの実現の為、ハラスメント防止に努めます。

(3) 入所定員等・定員100名（短期入所療養介護含む）・療養室従来型個室60室多床室40室

(4) 施設の職員体制（短期入所療養介護含む）

職種	人員 () 内は兼務事業	業務内容
管理者 (医師兼務含む)	1人 (通所リハビリテーション兼務)	施設の従業者その他の一元的管理 基準規定遵守のための指揮命令 施設療養全体の管理 サービスの実施状況の管理 日常的な医学的対応
医師 (管理者兼務含む)	1人以上 (通所リハビリテーション兼務)	日常的な医学的対応
看護職員	10人以上 (通所リハビリテーション兼務)	医学的管理下における医療行為 サービス計画に基づく看護
介護職員	24人以上	医学的管理下における介護 サービス計画に基づく介護
支援相談員	1人以上	相談援助、レクリエーション・ボランティア指導 地域連携
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画に係る一連の業務 居宅介護支援事業所への紹介・情報提供・連携、在宅復帰への定期的検討、苦情及び事故等の記録
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上 (通所リハビリテーション兼務)	医学的管理下における リハビリテーションの実施
管理栄養士	1人以上 (通所リハビリテーション兼務)	栄養管理、栄養マネジメント
事務職員・その他	3人以上	会計・庶務の事務、施設管理

2. 介護保険施設サービス内容

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば在宅復帰が可能な状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただきます。

① 施設サービス計画の立案・実施

② 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象とし、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

③リハビリテーション

リハビリテーション計画に基づき原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリ効果を期待したものです。

④栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理

⑤食事提供 朝食 7時30分～8時15分

昼食 11時55分～12時45分

夕食 18時00分～18時45分

⑥医学的管理下における介護（退所後の支援も行います）

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って、施設サービス計画に沿った介護を提供いたします。

⑦入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑧相談援助サービス

⑨行政手続代行

⑩その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金及び支払方法

○利用料金

介護保険施設サービスをご利用される利用者のご負担は、①介護保険の給付にかかる介護保険負担割合証に基づき、1割、2割及び3割の自己負担分、②保険給付対象外の費用である居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な食費、理美容代、行事等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等を利用料としてお支払いいただく2種類があります。また、歯科往診及び施設医師の医学的判断により行った対診のうち、保険適用の自己負担分をお支払い頂きます。なお、歯科往診の自己負担分は当施設利用料と併せてお支払い頂きます。

（1）保険給付の利用者負担額及び実費負担額は別紙に定める料金表の通りとなります。

なお、各加算については個別に提供したサービス内容や加算要件を満たす状態となった場合に算定されます。

（2）食費及び居住費の負担減免につきましては、市区町村発行の「介護保険負担限度額認定証」のご提示があった場合に適用されます。

（3）その他、日用品に関するセットレンタルをご利用の場合は別途業者と契約が必要となります。

○支払方法

（1）請求書はサービス提供月の翌月15日までに発行致します。

（2）支払方法はサービス提供月の翌月27日に指定銀行からの口座振替を基本と致します。

尚、指定銀行口座振替手続きの関係で振替が翌月に出来ない場合は当施設の指定口座への振込（手数料は利用者負担）と致します。

領収書は、口座引き落とし確認後お支払い月の翌月に発行いたします。

※原則、現金でのお支払いは対応致しかねます。

4. 緊急時の対応及び協力医療機関等

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

(2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

(3) 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(4) 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ・名称 葵会仙台病院
 - ・住所 宮城県仙台市若林区荒井東1丁目6番地の8

- ・協力歯科医療機関

- ・名称 仙台デンタルクリニック
 - ・住所 宮城県仙台市太白区鹿野3丁目27-17フレール仙台長町南1階

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡します。

5. 事故発生防止

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

(2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

(3) 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項（対象 利用者又はその家族、連帯保証人等）

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会は、原則として午前9時00分から午後5時00分までとします。なお、面会の際には、事務室窓口の面会者名簿に記入し、面会者プレートを着用することとします。

- ・外出・外泊は、事前に所定の届出用紙に必要事項を記載し入所中のフロア職員へ提出することとします。

- ・施設の設備・備品の利用で利用者の責任によって破損等があった場合には、現状回復または弁償して頂く場合がございます。

- ・金銭・貴重品の管理は、原則として持ち込みは厳禁と致します。所持金品や貴重品等の紛失について

当施設では責任を負えませんのでご了承下さい。

- ・施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動等は禁止しております。
- ・飲酒、喫煙、火気の取り扱い（ライター、マッチ等）については禁止させて頂きます。
- ・市販薬、刃物等の持ち込み（ハサミ、爪切り、カッター等）、ペットの持ち込みは出来ません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・医師の許可なく、入所中にむやみに他科受診は出来ませんのでご相談下さい。
- ・当施設職員は利用者又はその家族、連帯保証人等にハラスメント行為は致しません。又、利用者、職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力お願い致します。

ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例) 刃物を向ける、叩く、首を絞める等の暴力、唾を吐く、コップなどの物を投げつける行為。

イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

例) 怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例) 必要もないのに手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

エ) その他

例) 著しい不当な要求等

7. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

8. 褥瘡対策

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

9. 虐待防止

当施設は、虐待防止及び虐待等の早期発見の観点、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するために、虐待の防止に関する指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

10. 非常災害対策

- ・防災設備スプリンクラー、自動火災報知、消火器、誘導灯、非常用発電
- ・防災訓練年2回（うち夜間想定1回）
- ・当施設「消防計画」に沿って対応します。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員及び介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話022-381-8668）

支援相談員	寺本直史、遠藤莉央、川内翔斗、大谷博昭
介護支援専門員	鈴木敦子、山尾津亜紀、牧公子

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他苦情受付行政機関

太白区役所 介護保険課介護保険係	所在地 仙台市太白区長町南3-1-15 電話番号 022-247-1111 FAX : 022-247-3824 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 FAX : 022-222-7260 受付時間 毎週月～金曜日 9時～16時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区上杉3-3-1（みやぎハートフルセンター4階） 電話番号 022-716-9674 FAX : 022-716-9298 受付時間 毎週月～金曜日 9時～16時半（相談時間は17時迄）

個人情報の使用目的

介護老人保健施設葵の園・柳生では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、使用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な使用目的】

〔介護老人保健施設内部での使用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う使用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
 - ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の使用目的】

〔当施設の内部での利用に係る使用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る使用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

入所時リスク説明

当施設ではご利用者様が快適に入所生活を送ることができますよう安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ・加齢に伴い骨はもろくなり、容易に骨折する恐れがあります。
- ・加齢に伴い皮膚は薄くなり、少しの摩擦でも表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ・加齢に伴い血管はもろくなり、軽度の打撲であっても、皮下出血ができやすい状態にあります。
- ・加齢に伴い口腔機能（嚥下・咀嚼）が低下し、誤嚥や窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・嚥下機能に問題のない方であっても、認知機能の低下により、異食・誤嚥・窒息の危険性が高まります。
- ・介護老人保健施設はリハビリ施設であり、原則的に身体拘束を行いません。行動を制限できないことによる転倒・転落、それに伴い骨折・外傷・頭蓋内損傷等の恐れがあります。
- ・脳や心臓の疾患によっては状態が急変される場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

このことは、ご自宅でも起こりうることですので十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

介護老人保健施設 葵の園・柳生 個室（Aタイプ）利用料金表

令和7年10月1日現在

介護度	施設サービス単位	夜勤職員配置加算単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ	基本サービス単位数計	負担段階	食費(30日分)	居住費(30日分)	介護サービス費(1割負担、30日分)	合計(1割負担、30日分)	介護サービス費(2割負担)	介護サービス費(3割負担)
1	788	24	18	830	第1段階	9,000	16,500	25,590	51,090	180,150	205,740
					第2段階	11,700	16,500		53,790		
					第3段階①	19,500	41,100		86,190		
					第3段階②	40,800	41,100		107,490		
					第4段階	60,000	69,000		154,590		
2	863	24	18	905	第1段階	9,000	16,500	27,900	53,400	184,770	212,670
					第2段階	11,700	16,500		56,100		
					第3段階①	19,500	41,100		88,500		
					第3段階②	40,800	41,100		109,800		
					第4段階	60,000	69,000		156,900		
3	928	24	18	970	第1段階	9,000	16,500	29,910	55,410	188,790	218,670
					第2段階	11,700	16,500		58,110		
					第3段階①	19,500	41,100		90,510		
					第3段階②	40,800	41,100		111,810		
					第4段階	60,000	69,000		158,910		
4	985	24	18	1,027	第1段階	9,000	16,500	31,650	57,150	192,300	223,950
					第2段階	11,700	16,500		59,850		
					第3段階①	19,500	41,100		92,250		
					第3段階②	40,800	41,100		113,550		
					第4段階	60,000	69,000		160,650		
5	1,040	24	18	1,082	第1段階	9,000	16,500	33,360	58,860	195,690	229,020
					第2段階	11,700	16,500		61,560		
					第3段階①	19,500	41,100		93,960		
					第3段階②	40,800	41,100		115,260		
					第4段階	60,000	69,000		162,360		

（サービス費合計欄は仙台市地域加算10.27が乗算されます。）

* 1月単位に利用金額を計算しますと、端数の関係で合計金額が多少異なります。

* 一定の所得がある方につきましては介護保険負担割合証に基づき、2割負担、3割負担となります。

* 利用者負担段階については、お住いの市区長村の介護保険窓口にて負担限度額認定の申請を行い、該当となるか確認頂く必要がございます。

* 下記加算は当施設のサービス提供体制及び利用者様の状態に応じ提供したサービス内容により算定されます。

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258単位/日	入所前後訪問指導加算Ⅰ	450単位/回	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日	看護マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月	
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200単位/日	入所前後訪問指導加算Ⅱ	480単位/回	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	範単位数の7.5%/月	看護マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240単位/日	初期加算（Ⅰ）	60単位/日	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240単位/回	排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120単位/日	初期加算（Ⅱ）	30単位/日	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100単位/回	排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53単位/月	自立支援促進加算	300単位/月	緊急時施設療養費緊急時治療管理	518単位/日	排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33単位/月	外泊時費用（一月に6日が限度）	362単位/日	特定治療	老人医科点数表	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月	
支援 退等 所加時算	試行的退所時指導加算	400単位/回	外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800単位/日	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239単位/日	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60単位/月
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	500単位/回	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位/日	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480単位/日	協力医療機関連携加算（Ⅰ）R7年4月～50単位	100単位/月
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	250単位/回	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51単位/日	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5単位/月
	入退所前連携加算（Ⅰ）	600単位/回	再入所時栄養連携維持加算	200単位/回	若年性認知症受入加算	120単位/日	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
	入退所前連携加算（Ⅱ）	400単位/回	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	認知症ケア加算	76単位/日	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月
	退所時栄養情報連携加算	70単位/回	療養食加算（1日3回を限度）	6単位/回	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150単位/日	新興感染症等施設療養費加算（Ⅱ）	240単位/日
	訪問看護指示加算	300単位/回	経口移行加算	28単位/日	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120単位/日	業務継続計画未策定減算	100分の3相当減算
タ ケ ア ミ ナ ル 加 算	死亡日以前45日～31日以下	72単位/日	経口維持加算Ⅰ	400単位/月	安全対策体制加算（未実施加算1日-5単位）	20単位/1回限り	身体拘束廃止未実施減算	100分の1相当減算
	死亡日以前30～4日	160単位/日	経口維持加算Ⅱ	100単位/月			高齢者虐待防止措置未実施減算	100分の1相当減算
	死亡日の前々日、前日	910単位/日	口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月			生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月
	死亡日	1,900単位/日	口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月			生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月

・ セットレンタル(税込)： Aセット 18,150円/月(605円/日)、Bセット 10,890円/月(363円/日)

・ 洗濯代(税込)：アメニティーセット加入者は715円/回。未加入者は880円/回。（ワンネット料金、縦57cm×横39cm）

簡単な証明書等（診療情報提供書）	2,200円	健康管理費（インフルエンザ・予防接種等）	実費	①複写物（1枚あたり）	11円
簡単な診断書等	3,300円	クラブ・行事費	実費	②写真現像（1枚あたり）	39円
死亡診断書	5,500円	テレビレンタル（税込）：6,600円/月	220円/日	エンゼルケア	5,500円
検査等を要する診断書	実費	電化製品持込(税込)：1品目 2,100円/月	70円/日	浴衣	2,200円
保険会社・障害者年金・生命保険診断書	11,000円				

介護老人保健施設 葵の園・柳生 多床室 (Bタイプ) 利用料金表

令和7年10月1日現在

介護度	施設サービス単位	夜勤職員配置加算単位	サービス提供体制強化加算II	基本サービス単位数計	負担段階	食費(30日分)	居住費(30日分)	介護サービス費(1割負担、30日分)	特別室料(TV、ドア付き)	合計(1割負担、30日分)	介護サービス費(2割負担)	介護サービス費(3割負担)
1	871	24	18	913	第1段階	9,000		28,140	21,000	58,140		
					第2段階	11,700	12,900			73,740		
					第3段階①	19,500	12,900			81,540		
					第3段階②	40,800	12,900			102,840		
					第4段階	60,000	34,800			143,940	172,080	200,190
2	947	24	18	989	第1段階	9,000		30,480	21,000	60,480		
					第2段階	11,700	12,900			76,080		
					第3段階①	19,500	12,900			83,880		
					第3段階②	40,800	12,900			105,180		
					第4段階	60,000	34,800			146,280	176,760	207,240
3	1,014	24	18	1,056	第1段階	9,000		32,550	21,000	62,550		
					第2段階	11,700	12,900			78,150		
					第3段階①	19,500	12,900			85,950		
					第3段階②	40,800	12,900			107,250		
					第4段階	60,000	34,800			148,350	180,870	213,420
4	1,072	24	18	1,114	第1段階	9,000		34,320	21,000	64,320		
					第2段階	11,700	12,900			79,920		
					第3段階①	19,500	12,900			87,720		
					第3段階②	40,800	12,900			109,020		
					第4段階	60,000	34,800			150,120	184,440	218,760
5	1,125	24	18	1,167	第1段階	9,000		35,970	21,000	65,970		
					第2段階	11,700	12,900			81,570		
					第3段階①	19,500	12,900			89,370		
					第3段階②	40,800	12,900			110,670		
					第4段階	60,000	34,800			151,770	187,710	223,680

介護老人保健施設 葵の園・柳生 多床室 (Cタイプ) 利用料金表

令和7年10月1日現在

介護度	施設サービス単位	夜勤職員配置加算単位	サービス提供体制強化加算II	基本サービス単位数計	負担段階	食費(30日分)	居住費(30日分)	介護サービス費(1割負担、30日分)	合計(1割負担、30日分)	介護サービス費(2割負担)	介護サービス費(3割負担)
1	871	24	18	913	第1段階	9,000		28,140	21,000	37,140	
					第2段階	11,700	12,900			52,740	
					第3段階①	19,500	12,900			60,540	
					第3段階②	40,800	12,900			81,840	
					第4段階	60,000	34,800			122,940	151,080
2	947	24	18	989	第1段階	9,000		30,480	21,000	39,480	
					第2段階	11,700	12,900			55,080	
					第3段階①	19,500	12,900			62,880	
					第3段階②	40,800	12,900			84,180	
					第4段階	60,000	34,800			125,280	155,760
3	1,014	24	18	1,056	第1段階	9,000		32,550	21,000	41,550	
					第2段階	11,700	12,900			57,150	
					第3段階①	19,500	12,900			64,950	
					第3段階②	40,800	12,900			86,250	
					第4段階	60,000	34,800			127,350	159,870
4	1,072	24	18	1,114	第1段階	9,000		34,320	21,000	43,320	
					第2段階	11,700	12,900			58,920	
					第3段階①	19,500	12,900			66,720	
					第3段階②	40,800	12,900			88,020	
					第4段階	60,000	34,800			129,120	163,440
5	1,125	24	18	1,167	第1段階	9,000		35,970	21,000	44,970	
					第2段階	11,700	12,900			60,570	
					第3段階①	19,500	12,900			68,370	
					第3段階②	40,800	12,900			89,670	
					第4段階	60,000	34,800			130,770	166,710

* その他の料金等については、個室と同様（表面参照）となっております。